

青 警 本 保 第 1 0 2 0 号
平 成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（平成27年11月27日付け青警本保第895号）により示達しているところであるが、これに伴い青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（青森県条例第68号）が平成27年12月16日に公布され、平成28年6月23日から施行されることとなった。

新たに許可制とする特定遊興飲食店営業の事前申請に係る手続については、平成28年3月23日から施行されることとなった。

本改正の趣旨、主な内容は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

平成27年6月24日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）が公布されたことに伴い、条例に委任された事項について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）で定める基準に従い、所要の改正を行ったものである。

第2 主な改正内容

1 特定遊興飲食店営業に関する規定の新設

設備を設けて深夜においても客に遊興させ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について営業所の設置が許容される地域、営業時間の制限、深夜における騒音及び振動の数値並びに当該営業者の遵守事項を定めたものである。

(1) 特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（第23条関係）

ア 営業所の設置が許容される地域については、政令で定める基準に従い

- 風俗営業に係る営業時間延長許容地域と同一地域（店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業、特定遊興飲食店営業、深夜酒類提供飲食店及び興行場営業の営業所が1平方キロメートルにつきおおむね300箇所以上の割

合で設置されている地域。以下「風俗営業等密集地域」という。)

- 前記風俗営業等密集地域以外の地域のうち、深夜において1平方キロメートルにつきおおむね100人以下の割合で人が居住する地域で公安委員会規則で定めるもの

と規定した。

イ 営業所の設置を制限する必要があるもの

保全対象施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設）として、政令で定める基準に従い

- 児童福祉施設（入所させ、又は入院させるものに限る。）

- 病院

の周囲を指定する距離以内の区域を制限地域と規定した。

(2) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限（第24条関係）

改正法により特定遊興飲食店営業の営業時間は、深夜（午前零時から午前6時までの間をいう。）とされているが、早朝における風俗環境を保全するため、通勤・通学の時間帯と重ならないよう配慮し、政令で定める基準に従い

深夜において営業を営んではならない時間として午前5時から午前6時までの時間

と規定した。

(3) 深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値（第25条関係）

青森県公害防止条例で定める数値と整合し、風俗営業に係る騒音及び振動の数値と同一の数値とし、このうち深夜の営業に係る騒音については50デシベル、振動については55デシベルと規定した。

(4) 特定遊興飲食店営業者の遵守事項（第26条関係）

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業者の遵守事項を準用し

- 営業所で、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと

- 営業所で客の求めない飲食物を提供しないこと

- 営業中は、営業所の出入口又は客室に施錠し、又はさせないこと

- 営業所で、賭博に類似する行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと

- 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと

に加えて、16歳未満の者の営業所への立ち入らせの制限をし

- 午後7時から午後10時前までの時間において保護者が同伴しない16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと

と規定した。

2 風俗営業に関する規定の見直し

営業時間の制限等及びゲームセンター等営業に係る18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する見直しを行ったものである。

(1) 風俗営業の営業時間の延長ができる日等（第4条関係）

「特別な事情があるとして条例で定める地域にあっては午前1時まで営業を行うことができる」と規定されていたものであるが、改正法により「午前零時以後において当該条例で定める時まで営業を営むことができる」と改められた。

「特別な事情がある地域」及び「午前零時以後における時間」については、これまで「飲食店が相当程度密集している」「午前零時以後においても周辺環境へ与える影響が少ない」等の理由から、午前零時以後においても営業が許容される「特別な事情のある地域（営業時間延長許容地域）」として

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市（以下「旧8市」という。）の商業地域（青森市、八戸市及び弘前市（以下「3市」という。）の一部の商業地域を除く。）

を指定し、午前1時まで営業の延長が許容されていたがこれを踏襲することとし、「特別な事情がある地域」については「旧8市の商業地域（3市の一部の商業地域を除く。）」を指定し、「午前零時以後における時間」については「午前1時まで」と規定した。

(2) ゲームセンター等営業に係る営業所への16歳未満の者の立ち入らせの制限（第8条関係）

これまでは「18歳未満の者を午後10時（18歳以下の条例で定める年齢に満たない者は、午後10時前の時間を定めたときはその者についてその時）から翌日の日出時まで客として立ち入らせてはならない」と規定され、条例においては保護者の同伴にかかわらず、「18歳以下の年齢」については「16歳未満」「午後10時前の時間」については「午後7時」と規定されていたものであるが、本改正においては、これらの規定を踏襲しつつ

午後7時から午後10時前の時間において保護者が同伴しない16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならないと規定した。

3 風俗環境保全協議会に関する規定の新設（第29条関係）

改正法において、風俗営業、特定遊興飲食店営業等の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして、条例で定める地域ごとに当該地域を管轄する警察署長、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は深夜酒類飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民等より構成される風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めるものと規定されたものである。

本改正においては、協議会を置く地域として

風俗営業の営業時間延長地域が指定されている旧8市に置くことと規定した。

第3 その他

青森県報及び新旧対照表を添付する。

担当 保安課営業係

新 々 文		旧 々 文	
（趣旨） 第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）の規定に基づき、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業地域等及び営業時間の制限、営業者の遵守事項等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 2 この条例において、「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とはそれぞれ都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいい、「指定外地域」とは、同法第四条第二項の都市計画区域以外の地域及び同項の都市計画区域のうち同号の用途地域が定められていない地域をいう。 （風俗営業の営業所の設置を制限する地域） 第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに特定住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域のうち、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条に規定する一般国道又は都道府県道に接続する地域で当該道路の各側端から外側二十五メートルの区域内のもの及び商業その他の業務の用に供する施設が相当程度集合している地域で公安委員会規則で定めるものを除いた地域をいう。以下同じ。） 二 別表第一の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線から、同表の中欄に掲げる当該敷地の区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離以内にある地域 2 前項の規定は、常態として営業場所を移動させて営む風俗営業及び臨時に営む風俗営業の営業所については、適用しない。 （風俗営業の営業時間の延長ができる日等） 第四条 法第十三条第一項ただし書に規定する午前零時以降において条例で定める時は、午前一時とする。		（趣旨） 第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）の規定に基づき、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業地域等及び営業時間の制限、営業者の遵守事項等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 2 この条例において、「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とはそれぞれ都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいい、「指定外地域」とは、同法第四条第二項の都市計画区域以外の地域及び同項の都市計画区域のうち同号の用途地域が定められていない地域をいう。 （風俗営業の営業所の設置を制限する地域） 第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに特定住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域のうち、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条に規定する一般国道又は都道府県道に接続する地域で当該道路の路端から二十五メートル以内のもの及び商業その他の業務の用に供する施設が相当程度集合している地域で公安委員会規則で定めるものを除いた地域をいう。以下同じ。） 二 別表第一の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線から、同表の中欄に掲げる当該敷地の区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離以内にある地域 2 前項の規定は、常態として営業場所を移動させて営む風俗営業及び臨時に営む風俗営業の営業所については、適用しない。 （風俗営業の営業時間の延長ができる日等） 第四条 法第十三条第一項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある地域として条例で定める地域は当該各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域を除く。）とする。 一 八月十四日から同月二十一日までの各日 県内全域 二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの各日 県内全域 三 祭礼その他特別の行事の行われる日で公安委員会が定めるもの 当該日に係る祭礼その他特別の行事の行われる地域で公安委員会が定めるもの及び次条に規定する地域（当該公安委員会が定める地域に該当する地域を除く。） 削除	

域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域を除く。）とする。 一 八月十四日から同月二十一日までの各日 県内全域 二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの各日 県内全域 三 祭礼その他特別の行事の行われる日で公安委員会が定めるもの 当該日に係る祭礼その他特別の行事の行われる地域で公安委員会が定めるもの及び次条に規定する地域（当該公安委員会が定める地域に該当する地域を除く。） 3 公安委員会は、前項第三号の日及び地域を定めるときは、告示で行わなければならない。 4 法第十三条第一項第二号に規定する午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。 （風俗営業の営業時間の制限） 第五条 風俗営業者は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域において、午前六時後午前八時三十分まで及び午後十一時から翌日の午前零時前の時間においては、その営業を営んではならない。 2 法第二条第一項第四号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項に規定する地域以外の地域において、午前六時後午前八時三十分までの時間においては、その営業を営んではならない。 （風俗営業に係る騒音及び振動の数値） 第六条 法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上覧に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。 2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。 （風俗営業者の遵守事項） 第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	一 営業所で、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。 二 営業の用に供する家屋（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に係る家屋を除く。）で客を宿泊させないこと。 三 営業所で客の求めない飲食物を提供しないこと。 四 営業中は、営業所の出入口に施錠をしないこと。 2 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 客に提供した賞品を買い取らせないこと。 二 営業所で、賭博に類似する行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。 三 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。 四 営業所（まあじやん屋に係る営業所を除く。）で客に飲酒をさせないこと。 （法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への十六歳未満の者の立ち入らせの制限） 第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後七時から午後十時前の時間において保護者が同伴しない十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。 （店舗型性風俗特殊営業の禁止区域に係る施設） 第九条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次のとおりとする。 一 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。） 二 街区公園（都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第七条第五号に規定する街区公園（専ら児童以外の者の利用に供されると認められる街区公園で公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。） 三 博物館（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第
--	---

域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域を除く。）とする。 一 八月十四日から同月二十一日までの各日 県内全域 二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの各日 県内全域 三 祭礼その他特別の行事の行われる日で公安委員会が定めるもの 当該日に係る祭礼その他特別の行事の行われる地域で公安委員会が定めるもの及び次条に規定する地域（当該公安委員会が定める地域に該当する地域を除く。） 3 公安委員会は、第一項第三号の日及び地域を定めるときは、告示で行わなければならない。 （風俗営業の営業時間の制限） 第六条 風俗営業者は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域において、日出時から午前八時三十分まで及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間においては、その営業を営んではならない。 2 法第二条第一項第七号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項に規定する地域以外の地域において、日出時から午前八時三十分までの時間においては、その営業を営んではならない。 （風俗営業に係る騒音及び振動の数値） 第七条 法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上覧に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。 2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。 （風俗営業者の遵守事項） 第八条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	一 営業所で、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。 二 営業の用に供する家屋（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に係る家屋を除く。）で客を宿泊させないこと。 三 営業所で客の求めない飲食物を提供しないこと。 四 営業中は、営業所の出入口に施錠をしないこと。 2 法第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 客に提供した賞品を買い取らせないこと。 二 営業所で、と博に類似する行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。 三 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。 四 営業所（まあじやん屋に係る営業所を除く。）で客に飲酒をさせないこと。 （スロットマシン等の遊技場営業の営業所への立入りの制限に係る年齢等） 第九条 法第二十二条第五号の条例で定める年齢は十六歳とし、同号の条例で定めるときは午後七時とする。 （店舗型性風俗特殊営業の禁止区域に係る施設） 第十条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次のとおりとする。 一 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。） 二 街区公園（都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第七条第五号に規定する街区公園（専ら児童以外の者の利用に供されると認められる街区公園で公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。） 三 博物館（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第
--	---

二条第一項に規定する博物館をいう。） 四 公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第二十一条第三項に規定する分館を除く。）をいう。）	二条第一項に規定する博物館をいう。） 四 公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第二十一条第三項に規定する分館を除く。）をいう。）
（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域） 第十条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域内において、営んではならない。	（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域） 第十一条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域内において、営んではならない。
一 法第二条第六項第一号、第二号又は第六号の営業 別表第四に掲げる地域 二 法第二条第六項第三号又は第五号の営業 別表第五に掲げる地域	一 法第二条第六項第一号、第二号又は第六号の営業 別表第四に掲げる地域 二 法第二条第六項第三号又は第五号の営業 別表第五に掲げる地域
三 法第二条第六項第四号の営業 別表第六に掲げる地域 （店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限） 第十一条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊営業は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、営んではならない。 （店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域） 第十二条 法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。	三 法第二条第六項第四号の営業 別表第六に掲げる地域 （店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限） 第十二条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊営業は、深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）においては、営んではならない。 （店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域） 第十三条 法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。
一 法第二条第六項第一号、第二号又は第六号の営業 第十条第一号に規定する地域 二 法第二条第六項第三号又は第五号の営業 第十条第二号に規定する地域	一 法第二条第六項第一号、第二号又は第六号の営業 第十一条第一号に規定する地域 二 法第二条第六項第三号又は第五号の営業 第十一条第二号に規定する地域
三 法第二条第六項第四号の営業 第十条第三号に規定する地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（無店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域） 第十三条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、次の各号に掲げる無店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。	三 法第二条第六項第四号の営業 第十一条第三号に規定する地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（無店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域） 第十四条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、次の各号に掲げる無店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。
一 法第二条第七項第一号の営業 第十条第一号に規定する地域 二 法第二条第七項第二号の営業 第十条第二号に規定する地域 （受付所営業の禁止区域に係る施設） 第十四条 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第九条各号に掲げる施設とする。	一 法第二条第七項第一号の営業 第十一条第一号に規定する地域 二 法第二条第七項第二号の営業 第十一条第二号に規定する地域 （受付所営業の禁止区域に係る施設） 第十五条 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第十条各号に掲げる施設とする。
（受付所営業の禁止地域） 第十五条 受付所営業は、別表第四に掲げる地域においては、営んではならない。 （受付所営業の営業時間の制限） 第十六条 受付所営業は、深夜においては、営んではならない。 （映像送信型性風俗特殊営業の広告等の制限地域） 第十七条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、第十条第二号に規定する地域とする。	（受付所営業の禁止地域） 第十六条 受付所営業は、別表第四に掲げる地域においては、営んではならない。 （受付所営業の営業時間の制限） 第十七条 受付所営業は、深夜においては、営んではならない。 （映像送信型性風俗特殊営業の広告等の制限地域） 第十八条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、第十一条第二号に規定する地域とする。
（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設） 第十八条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第九条各号に掲げる施設とする。 （店舗型電話異性紹介営業の禁止地域） 第十九条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第四に掲げる地域においては、営んではならない。 （店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限） 第二十条 店舗型電話異性紹介営業は、深夜においては、営んではならない。	（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設） 第十九条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第十条各号に掲げる施設とする。 （店舗型電話異性紹介営業の禁止地域） 第二十条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第四に掲げる地域においては、営んではならない。 （店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限） 第二十一条 店舗型電話異性紹介営業は、深夜においては、営んではならない。
（店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域） 第二十一条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、第十九条に規定する地域とする。	（店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域） 第二十二条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、第二十条に規定する地域とする。

（無店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域）
第二十二條 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八條第五項第一号口の条例で定める地域は、第十九條に規定する地域とする。

（特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域）

第二十三條 法第三十一条の二十三において準用する法第四條第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域（別表第七の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線から、同表の中欄に掲げる当該敷地の区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離以内にある地域を除く。）とする。

一 別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げる地域以外の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域で公安委員会規則で定めるもの

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十四條 特定遊興飲食店営業者は、前条第一号に掲げる地域において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第二十五條 法第三十一条の二十三において準用する法第十五條の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める午後十一時から翌日の午前六時までの時間の区分に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五條の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第二十六條 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業所で客の求めない飲食物を提供しないこと。

三 営業中は、営業所の出入口又は客室に施錠をし、又はさせないこと。

四 営業所で、賭博に類似する行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

五 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

六 午後七時から午後十時前の時間において保護者が同伴しない十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと。

（深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第二十七條 法第三十二条第二項において準用する法第十五條の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める午後十一時から翌日の午前六時までの時間の区分に係る数値とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第十五條の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第二十八條 深夜における酒類提供飲食店営業（法第二条第十三項第四号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域においては、営んではならない。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第二十九條 法第三十八條の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。

別表第一（第三条関係）

施設	区	域	距離（単位メートル）
学校（学校教育法、近隣商業地域、工業地域及び工業専用地域			

（無店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域）
第二十三條 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八條第五項第一号口の条例で定める地域は、第二十条に規定する地域とする。

（特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域）

第二十三條 法第三十一条の二十三において準用する法第四條第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域（別表第七の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線から、同表の中欄に掲げる当該敷地の区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離以内にある地域を除く。）とする。

一 別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げる地域以外の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域で公安委員会規則で定めるもの

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十四條 特定遊興飲食店営業者は、前条第一号に掲げる地域において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第二十五條 法第三十一条の二十三において準用する法第十五條の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める午後十一時から翌日の日出時までの時間の区分に係る数値とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第十五條の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第二十五條 深夜における酒類提供飲食店営業（法第二条第十一項第三号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域においては、営んではならない。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第二十九條 法第三十八條の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。

別表第一（第三条関係）

施設	区	域	距離（単位メートル）
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域			

(昭和十二年法律第二十号)第一条に規定する学校をいう。				(昭和十二年法律第二十号)第一条に規定する学校をいう。			
児童福祉施設(児童福祉法)				児童福祉施設(児童福祉法)			
(昭和十二年法律第二十号)第十四号)				(昭和十二年法律第二十号)第十四号)			
第七号)第七号)				第七号)第七号)			
第一項に規定する児童福祉施設をいう。				第一項に規定する児童福祉施設をいう。			
別表第七におい				別表第七におい			
て同じ。				て同じ。			
病 院				病 院			
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域		近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域	
百		三十		百		五十	

別表第二(第四条、第二十三、第二十九条関係)

地 域	
青森市の商業地域、弘前市の商業地域、八戸市の商業地域、黒石市の商業地域、五所川原市の商業地域、十和田市の商業地域、三沢市の商業地域及びむつ市の商業地域のうち、公安委員会規則で定める地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域(以下この表において「住居地域」という。))と隣接する地域にあつては、当該住居地域との境界線から三十メートルの区域内の地域(幹線道路の各側端から外側五十メートルの区域内の地域を除く。))を除く。)	

別表第三(第六条、第二十五条、第二十七条関係)

地 域		数 値 (単位 デシベル)	
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域		午前六時後午後六時前の時間	五十五
		午後六時から午後十一時前の時間	五十
		午後十一時から翌日の午前六時までの時間	四十五

学 校 施 設				学 校 施 設			
児童福祉施設				児童福祉施設			
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域				第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域			
病 院				病 院			
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域		近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域	
百		三十		百		五十	

別表第二(第五条関係)

地 域	
青森市の商業地域、弘前市の商業地域、八戸市の商業地域、黒石市の商業地域、五所川原市の商業地域、十和田市の商業地域、三沢市の商業地域及びむつ市の商業地域のうち、公安委員会規則で定める地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域(以下この表において「住居地域」という。))と隣接する地域にあつては、当該住居地域との境界線から三十メートル以内にある地域を除く。)	

別表第三(第七条、第二十四条関係)

地 域		数 値 (単位 デシベル)	
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域		日出時から日没時までの時間	五十五
		日没時から午後十一時までの時間	五十
		午後十一時から翌日の日出時までの時間	四十五

地域及び準住居地域			
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	六十五	六十	五十
指定外地域	六十	五十五	五十

別表第四（第十条、第十五条、第十九条関係）

地	域
県内全域	

別表第五（第十条関係）

地	域
青森市（商業地域（青森市浪岡の商業地域を除く。）を除く。 ）。弘前市（商業地域を除く。）八戸市（商業地域を除く。 ）。黒石市（商業地域を除く。）五所川原市（商業地域を除く。 ）。十和田市（商業地域を除く。）三沢市（商業地域を除く。 ）。むつ市（商業地域を除く。）つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡及び三戸郡の区域（公安委員会規則で定める温泉観光地を除く。）	

別表第六（第十条関係）

営業の種類	地	域
一次に掲げる営業を除いた営業	青森市（商業地域（青森市浪岡の商業地域を除く。）を除く。 ）。弘前市（商業地域を除く。）八戸市（商業地域を除く。 ）。黒石市（商業地域を除く。）五所川原市（商業地域を除く。 ）。十和田市（商業地域を除く。）三沢市（商業地域を除く。 ）。つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡及び三戸郡の区域（公安委員会規則で定める温泉観光地を除く。）	
二 法第二条第六項第四号の営業のうち個室に自動車の車庫が個に接続する施設（特定の構造設備を設けるものに限る。）を設けて営む営業	青森市（青森市浪岡大字相沢字猿沢を除く。 ）。弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡（深浦町大字長慶平字城源寺を除く。 ）。中津軽郡（西目屋村大字村市字生田を除く。 ）。南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡（東通村大字野牛字吹切沢を除く。 ）。及び三戸郡（三戸町大字貝守字深山を除く。）の区域	

備考

- この表において「特定の構造設備」とは、次のいずれかに該当する構造設備をいう。
- 一個室に接続する車庫の出入口が扉等によって遮蔽できるもの
 - 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段

地域及び準住居地域			
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	六十五	六十	五十
指定外地域	六十	五十五	五十

別表第四（第十一条、第十六条、第二十条関係）

地	域
県内全域	

別表第五（第十一条関係）

地	域
青森市（商業地域（青森市浪岡の商業地域を除く。）を除く。 ）。弘前市（商業地域（平成十八年二月二十六日現在における中津軽郡岩木町の商業地域を除く。）を除く。）八戸市（商業地域を除く。）黒石市（商業地域を除く。）五所川原市（商業地域を除く。）十和田市（商業地域を除く。 ）。三沢市（商業地域を除く。）むつ市（商業地域を除く。 ）。つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡及び三戸郡の区域（公安委員会規則で定める温泉観光地を除く。）	

別表第六（第十一条関係）

営業の種類	地	域
一次に掲げる営業を除いた営業	青森市（商業地域（青森市浪岡の商業地域を除く。）を除く。 ）。弘前市（商業地域（平成十八年二月二十六日現在における中津軽郡岩木町の商業地域を除く。）を除く。）八戸市（商業地域を除く。 ）。黒石市（商業地域を除く。）五所川原市（商業地域を除く。）十和田市（商業地域を除く。）三沢市（商業地域を除く。 ）。つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡及び三戸郡の区域（公安委員会規則で定める温泉観光地を除く。）	
二 法第二条第六項第四号の営業のうち個室に自動車の車庫が個に接続する施設（特定の構造設備を設けるものに限る。）を設けて営む営業	青森市（青森市浪岡大字相沢字猿沢を除く。 ）。弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡（深浦町大字長慶平字城源寺を除く。 ）。中津軽郡（西目屋村大字村市字生田を除く。 ）。南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡（東通村大字野牛字吹切沢を除く。 ）。及び三戸郡（三戸町大字貝守字深山を除く。）の区域	

備考

- この表において「特定の構造設備」とは、次のいずれかに該当する構造設備をいう。
- 一個室に接続する車庫の出入口が扉等によって遮へいできるもの
 - 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段

若しくは昇降機が設けられているもの
三 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものに
あつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

別表第七（第二十三条関係）

施設	区域		距離（単位メートル）	
児童福祉施設（入所させ、又は入院させるものに限る。）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域		五十	
	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域		百	
病院	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域		三十	
	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域		百	

附 則
この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

若しくは昇降機が設けられているもの
三 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものに
あつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

附 則
この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。